

大熊町地域公共交通計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

「大熊町第3次復興計画（令和5年12月）」が策定され、特定復興再生拠点の避難指示解除や公共施設等の整備により町内居住者が増加し、今後の町内公共交通の運用及び生活循環バス等の有料化も視野にいれながら、町及び関係機関で協議をし、かつ令和9年に大熊町交通まちづくりビジョンの計画期間が終了するに伴い後継の計画を策定するために、令和8年2月に大熊町地域公共交通活性化協議会を設置しました。

本要領は、大熊町地域公共交通活性化協議会が実施する大熊町地域公共交通計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により参加事業者に提案を求め、計画策定に関する技術力、情報収集・分析能力等が優れている受託候補者を適正、公平に選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 令和8年度大熊町地域公共交通計画策定支援業務 |
| (2) 内容 | 別紙「大熊町地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。
ただし、契約時における仕様は最優秀者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。 |
| (3) 委託業務期間 | 契約締結の日から令和9年3月19日まで |
| (4) 委託費の上限 | 金9,933,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額であることに留意のこと。 |

3 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
なお、条件を満たさない者の技術提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から企画提案書提出期限の日までの間に、大熊町及び国の機関における入札参加制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは賄賂、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
ア 破産者で復権を得ない者
イ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者
ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 過去 5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度）において、国・地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務を、元請として受注した実績を有する者であること。
- ⑧ 管理技術者として、次のいずれかの資格を持ち参加者と正規雇用関係にある者を配置できること。ア 技術士（「建設部門（都市及び地方計画）」又は「建設部門（道路）」）イ RCCM（「都市計画及び地方計画」又は「道路」）
- ⑨ 主担当技術者として、次の要件を満たす者を 1 名配置できること。
技術士の資格を有する、または、同種業務の実績を有する者
- ⑩ 福島県内に本社又は営業所を有する者であること。
- ⑪ 租税を完納していること。
- (2) 実施要領等の入手方法
本プロポーザルに係る様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 参加表明書の提出及び参加の辞退

(1) 提出期間

令和 8 年 5 月 15 日（金）9 時 00 分から令和 8 年 5 月 28 日（木）17 時 00 分まで

(2) 提出書類

【様式 1】参加申込書兼誓約書

【様式 2】会社概要

【様式 3】企業の同種業務実績

【様式 4】業務実施体制

【様式 5】予定管理技術者の経歴

【様式 6】予定主担当技術者の経歴

(3) 提出方法

各提出書類に必要事項を記載の上、持参又は郵送により提出すること。持参の場合、土日及び祝日を除く平日（以下「開庁日」という。）の9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は5月28日（木）17時00分必着とする。

（4）参加辞退

参加者は、企画提案書の提出期限までの間、プロポーザル参加申込辞退届【様式7】を令和8年6月3日（水）17時00分までに受付窓口へ持参、郵送またはメールにて提出することで、本プロポーザルを辞退することができる。併せて電話で大熊町役場生活支援課に連絡を入れること。

5 質問の受付及び回答

（1）受付期間

令和8年5月15日（金）9時00分から令和8年5月25日（月）17時00分まで

（2）提出方法

- ・【様式8】質問書により、電子メールにて提出すること。電話、来訪による質問は受付しない。
- ・件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- ・質問が複数ある場合は、箇条書き等により記載すること。

（3）質問の回答

各質問者からの質問及びその回答の全てを、令和8年5月28日（木）17時00分までに、大熊町ホームページにて公開する。（ただし、質問者名は公表しない。）なお、各質問者へ個別には回答しない。

6 企画提案書等の作成及び提出

（1）提案件名

「大熊町地域公共交通計画策定支援業務企画提案」

（2）提案内容

ア 企画提案書

- ・A4判両面印刷、文字は11ポイント以上とすること。
- ・印刷はモノクロ・カラーを問わない。
- ・下記「企画提案書の提案項目」に沿って企画提案を作成すること。
- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の趣旨等を踏まえた企画提案となるよう努めること。

・企画提案書の提案項目（目安）

項目	記入内容
業務実施方針	現時点における可能な範囲で大熊町内の現状や地域公共

(A4 2 頁程度)	交通の特性を確認し、当該業務を遂行する場合の基本的な方針を記載する。
基礎調査 (A4 6 頁程度)	仕様書「4 業務内容」(1) から (3) に基づき、以下の内容を含め記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大熊町の現状、特性等の把握、分析手法 ・町民ニーズ等の把握調査の対象、実施回数、頻度、内容 ・潜在需要に関するデータの活用及び分析 ・当町地域公共交通の課題等の整理手法
地域公共交通計画の 策定支援 (A4 6 頁程度)	仕様書「4 業務内容」(4) から (5) に基づき、以下の内容を含め記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大熊町の「地域の現状」・「大熊町第3次復興計画及び関連計画」・「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」・「強み」・「弱み」・課題等を把握し、基本方針や目標・指標へ反映させるための手法、考え方 ・目標達成に向けた実現可能性のある施策を検討するための手法 ・大熊町地域公共交通活性化協議会の運営支援
工夫提案 (A4 1 頁程度)	参加者の実績、ノウハウ、他事例等を生かした有効な手法についても、積極的に提案・記載する。ただし、経費見積書に含まない有料オプションなど、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は認めない。
実施体制・作業工程 (A4 2 頁程度)	仕様書「4 業務内容」に基づき、業務開始から完了までの詳細スケジュール及び業務フロー、実施体制を、本町担当者との調整・打ち合わせ手法と共に記載する。

イ 見積書：様式は任意とする。消費税抜き価格で記載すること。

(3) 提出要領

ア 提出書類

- ・企画提案書
- ・見積書

イ 提出部数

6 部（企画提案書、見積書、はインデックスを付け、ファイル等により左綴じで製本すること。）

ウ 提出期限

令和8年6月8日（月）17時00分まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合、土日及び祝日を除く平日（以下「開庁日」という。）の9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は6月8日（月）17時00分必着とする。

オ 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

カ その他

- ・提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は認めない。
- ・企画提案書の提出は1社につき1案とする。

7 審査に関する事項

(1) 審査方法

大熊町地域公共交通活性化協議会が設置する審査委員会において、提案内容を総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を特定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び技術提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。本審査で特定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

令和8年6月17日（水）

大熊町役場 2F 大会議室

※ただし、参加者多数の場合は日程を調整する可能性があり、確定した日時は別途通知する。

※技術提案者が審査会場に入室できる人数は3名までとする。

※プレゼンテーションは非公開とする。

② 審査所要時間

プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分程度を目安とする。

③ 評価基準

下記の項目に基づいて評価・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。

ただし、審査委員の総合点数の平均が70点に満たない者は選定されない。

なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額も同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 大熊町地域公共交通活性化協議会は審査結果を速やかに参加者へ通知する。なお、審議結果や選定内容による意義申し立ては受け付けない。

⑤ その他

- ・提案者が1社のみの場合においても、本審議を実施する。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、企画提案書に記載のない新たな提案等は行わないこと。

・プレゼンテーション当日の機器等の準備については、開催日時と合わせて別途通知をする。

(3) 審査基準及び配点

(4) 【評価概要】

評価内容	配点
技術提案	125 点
金額評価	10 点
合計	135 点

評価項目	評価内容	配点	
業務の理解度	事業の目的、主旨を十分に踏まえた提案がなされているか。	5	10
	スケジュール計画は適切か。	5	
成果の確実性	過去 5 年間に同種業務の実績から、事業を遂行するための専門知識・経験等の活用を期待できるか。	10	25
	経験豊富で専門知識を有した者の十分な配置など、適切な調査体制がとられ、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制がとられているか。	10	
	発注者との業務分担や連携について明確であるか、円滑に進められるか。	5	
基礎調査	大熊町の特性を把握する視点を持ち、工夫がなされているか	10	20
	町民ニーズ等の把握に関する有用な考え方をしめしているか。	10	
地域公共交通計画の策定支援	大熊町の地域特性を理解し、大熊町の「強み」・「弱み」・課題等を的確にとらえる提案がなされているか。	10	50
	大熊町が今後取り組むべき方向性を示すために必要な視点や考え方などが的確であり、効果的かつ実現性の高い提案となっているか。	20	
	提案内容について、図表やイメージ等を効果的	10	

	に使い、説得力があり、わかりやすいか。 協議会の運営支援の内容が適切であり、明確な提案となっているか。	10	
総合的判断	仕様書記載の内容が漏れなく達成されているか	5	20
	大熊町の各種計画等（大熊町第三次復興計画及び関連する分野別計画、大熊町特定帰還居住区域復興再生計画、大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、大熊町交通まちづくりビジョン）との連動性のある提案がなされているか。	10	
	仕様書に示した内容以外の独自の提案など創意工夫のある優れた提案がなされているか。	5	
計			125点

【積算額の評価】

以下の算式により換算し、得点を付与する。なお、得点化の際は、小数点以下を切り捨てるものとする。

$$\text{価格点} = 10 \text{点} \times (\text{全提案者中の最低積算額} / \text{当該提案者の積算額})$$

【評価方法】

評価項目毎に評価点を付す。

【評価点】

評価	配点 (5点)	配点 (10点)	配点 (20点)
優れている	5	10	20
やや優れている	4	8	16
普通	3	6	12
やや劣る	2	4	8
劣る	1	2	4

【評価点の算出式】

評価する審査委員の評価点の総合点数

選定結果の通知、公表

- ア 審査結果は、応募者に対して書面で通知する。
- イ 受託候補者及び審査結果は町ホームページにて公表する。

なお、公表の際は、受託候補者以外の応募者の団体名等は非公表とする。

但し、次点者についてのみ応募者の団体名等は非公開のまま審査得点を公表する。

ウ 選定理由等についての問い合わせには応じない。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 見積価格が委託上限額を上回る場合。
- (4) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) その他、大熊町が不当な要求や不正行為があったと認めた場合。

9 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、協議の上で決定する。なお、第一受託候補者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

10 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (3) プロポーザルの日程等は、都合により変更する場合がある。
- (4) 企画提案書の提出等に要する費用は提案者が負担するものとする。
- (5) 諸条件等に定めがない事項又は内容に疑義が生じた事項がある場合は、協議を行い、その取扱いを定めるものとする。

11 問合せ先、書類の提出先等

担当：大熊町役場 生活支援課 生活支援係（担当：佐々木）

住所：〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話：0240-23-7444（受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

電子メール：seikatushien@town.okuma.fukushima.jp

1 2 日程

項目	日程	備考
公募の開始	令和8年5月14日(木)	町HPに掲載
質問受付期間	令和8年5月15日(金)～ 令和8年5月25日(月)	
質問の回答期限	令和8年5月28日(木)	町HPに掲載
参加表明書提出期間	令和8年5月15日(金)～ 令和8年5月28日(木)	
企画提案書提出期間	令和8年5月15日(金)～ 令和8年6月8日(月)	
審査(プレゼン)	令和8年6月17日(水) 予定	詳細はメールで通知
審査結果通知期限	6月下旬	メール通知・HP公表
契約締結	6月下旬	

以上